財産承継の成功事例を知るニュースレター

財産承継サポート通信

NEWSLETTER

2026.11.　Vol.201

発行：©行政書士　鉾立榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780　FAX 03-5311-0781

＜目 次＞

・ごあいさつ
・サポート事例・・・『第一順位（未成年の子）・第二順位（母）の相続放棄を伴う、弟の相続手続きサポート』
・編集後記

○ ファイルに綴じて保存できます ○



行政書士 鉾立榮一朗事務所
Change＆Revival 株式会社
代表　鉾立　栄一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974 年生れ　おひつじ座　B 型
趣味：子育て、キャンプ、車

＜ごあいさつ＞

こんにちは。
行政書士・宅地建物取引士／財産承継コンサルタントの鉾立です。

当事務所では、ご相談内容や状況に応じて、次の 4 つの無料相談窓口をご用意しています。**①LINE 相談、②メール相談、③簡易電話相談、④対面・オンラインでの無料個別相談**。

最近では、「まずは少しだけ話を聞いてみたい」といったご相談も増えています。

財産承継に関するお悩みは、ご家庭ごとに状況が大きく異なるもの。
どの相談方法が良いか迷われた場合は、まずは LINE 相談やメール相談からお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談ページはこちら ⇒

＜サポート事例＞

『第一順位（未成年の子）・第二順位（母）の相続放棄を伴う、弟の相続手続きサポート』

★この事例のポイント

●未成年の甥が相続人となり、実家処分の方向性に悩んでいた

●相続人の状況を踏まえて、相続・売却の方針を検討

●第一・第二順位の相続放棄手続きと相続登記をサポート

お母様の財産管理や将来の実家の処分に備えて、数年前に家族信託手続きを当事務所にてサポートし、お母様の財産の管理・運用・処分を行う受託者となられていた J.W 様（60 代）。

お母様が老人ホームへ入居された後は、実家に弟様がお住まいでしたが、その弟様が急逝。

実家の土地は受託者・J.W 様の名義でしたが、実家の建物は弟様名義となっていたため、今後どのように実家の処分を進めればよいのか、お困りになっていらっしゃいました。

弟様の相続人には未成年のお子様がおり、そのお子様は現在、弟様の元妻様と一緒に暮らしていて、相続放棄を希望されているとのこと。

また、老人ホームにいらっしゃるお母様は、意思

＊web でバックナンバーをご覧いただけます。≫ 鉾立　事務所 検索

つづきは裏面へ→

★ぜひ職場・ご家族の皆様でご回覧ください。

つづき↓

能力に問題はないものの、できれば煩雑な不動産売買に関わる諸手続きの負担をかけさせたくないとのご意向でした。

そこで当事務所では、第一順位の相続人であるお子様、同じく第二順位のお母様（お父様はすでに他界）について、家庭裁判所で相続放棄手続きを行い、同じく第三順位である J.W 様が建物を相続し、実家の土地建物を同時に処分（売却）する方針をご提案。

相続放棄手続きについては当事者（親権者である元妻様とお母様）へのご説明と家庭裁判所手続きの流れ・必要書類についてアドバイスを行い、相続登記についてはパートナー司法書士と連携して対応。

また、売却活動を担当する不動産仲介会社とも進捗を共有し、ご実家処分までの手続き面をサポートさせていただきました。

＜お客様の声＞

■「仕事で忙しいので、全部手離れでやっていただいて、とても助かりました」（東京都八王子市 J.W 様　60 代）

――当初、どのようなことでお困りだったのですか？

母親は今、老人ホームにいるのですが、どうしてもお金がかかります。

母親が家を出た段階で、（受託者として）実家の処分が必要だと考えていました。

そういう状況の中で、実家に暮らしていた弟が早く亡くなってしまい、いよいよ売却を進めなければいけない状況になりました。

ただ、実家の建物は弟の名義だったので、簡単にはいかないなと思っていました。

弟の子供は未成年ですし、相続手続きはどうなるのか。

仮に弟の子供が相続を放棄したとして、母が相続人になったときにスムーズに実家を売却できるのか、などいろいろ問題があるなと考えていました。

――今回、業務を依頼されてみていかがでしたか？

ありがたかったです。

非常にスムーズに、全部手続きをやっていただけました。

僕も仕事で忙しいので、全部手離れでやっていただいて、とても助かりました。

＜編集後記＞

過ごしやすい季節になってきました。気温も安定して、普段の服装選びもずいぶん楽になった気がします。朝晩は冷えますが、日中は心地よい風を感じる日も増えてきました。車で出かける機会が多いのですが、この時期はエアコンを使うことが少ないおかげで、燃費もなかなか優秀。人にも車にも優しい季節ですね。短い秋を楽しめるうちに、キャンプやドライブを楽しもうと思います。

行政書士 鉾立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様
遺産相続　遺言書作成　生前贈与　親族間売買　家族信託
成年後見　貸地･借地　家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様
会社･法人設立　営業許認可手続　資金調達･資金繰り
契約書作成　事業承継計画サポート　借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー ＆ 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師
についてもお気軽にご相談ください。

□**財産の問題**で困っている
□**経営の問題**で困っている
□**お客様の問題解決の支援**をしたい

お気軽にご連絡ください!

行政書士 鉾立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHILAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許　東京都知事（3）第 94647 号

ネットからも本紙を見ることができます。
詳しくはこちら ➡
または、「サポート通信オンライン」で検索
https://hokodate-jimusyo.com/news.html

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780（9:00～20:00 土日祝休）　FAX 03-5311-0781
ホームページ https://www.hokodate-jimusyo.com ≫ 鉾立　事務所 検索

＊送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！